

平成 28 年度 第 1 回長野県食と農業農村振興審議会 議事録

日時：平成 28 年 8 月 30 日（火）13 時 30 分～15 時 30 分

会場：長野県庁議会棟 3 階 第 1 特別会議室

1. 開会

【農業政策課 斎藤企画幹】

ただいまから「平成 28 年度 第 1 回 長野県食と農業農村振興審議会」を開会いたします。私は、農政部農業政策課企画幹の斎藤政一郎と申します。議事に入ります前までの進行を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

はじめに、審議会委員の委嘱についてご報告申し上げます。本審議会は、「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づきまして、県が実施する施策について調査・審議するために設置されております機関でございます。

お手元に次第がございますが、2 枚目の委員一覧の名簿をご覧くださいと思います。15 名の皆様に委員を委嘱申し上げます。任期は 2 年になっておりますが、この度 3 名の委員の皆様に変更ございましたので、ご紹介させていただきます。

本年 3 月まで、農業関係団体を代表し、委員を務めていただきました秦久昭委員さんが退任され、代わって長野県土地改良事業団体連合会からのご推薦によりまして、上から 7 番目の方、赤羽昭彦様をお願いしております。

また、同じく 3 月まで長野県議会を代表して委員をお務めいただきました、石和大委員さん、宮澤敏文委員さんが退任され、代わって県議会からのご推薦により、埋橋茂人様、丸山栄一様に、それぞれ 4 月に委員を委嘱させていただいております。ご紹介申し上げます。

次に本日の審議会の出席状況でございますが、赤羽委員さん、平林委員さんの 2 名から欠席のご報告をいただいております。審議会委員の 15 名のうち 13 名のご出席によりまして、過半数に達しておりますので本日の審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、本審議会についての確認でございます。本審議会は公開となっておりますので、議事録等も県ホームページで今後公表させていただきます。審議内容を録音させていただきますことをご了承いただきたいと思います。

また、本日の日程でございますが、予定しております会議事項につきまして、15 時 30 分を目途にご審議いただきたいと思いますと考えております。ご協力をお願いいたします。

それでは開会にあたりまして北原農政部長からご挨拶を申し上げます。

2. あいさつ

【北原農政部長】

農政部長の北原でございます。本日は「長野県食と農業農村振興審議会」を開催しましたところ、委員の皆様にはご多忙のなかご出席いただきましてありがとうございます。また、委員各位には日頃から本県農業の振興に格別のご高配ご尽力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

大変心配しておりました台風10号も長野県には今のところ大きな被害もなく、これから東北のほうに上陸というような状況と聞いております。引き続き農作物の管理、また農業用施設の被害防止等に私ども鋭意取り組んでまいり所存でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

さて、平成29年度を目標年といたします5か年計画であります。「第2期長野県食と農業農村振興計画」はすでに残り2年を切り、それぞれの達成目標の実現に向け各地域において1つ1つの課題を整理しながら、着実に取組を進めているところでございます。

本日は平成27年度に講じました施策の取組実績について、条例に基づき長野県議会へ報告し県民へ公表するに先立ちまして委員の皆様方にご説明をするとともに、今後の振興計画の推進についてご意見ご提言をいただくこととしております。

平成27年度実績の詳細につきましては後ほど担当課長から御説明申し上げますが、気象災害等の影響が少なかったことに加えまして、需要に応じた計画的な生産など生産者・関係者の皆様の努力によりまして、農業農村総生産額が計画目標の3,050億円を初めて上回る3,116億円となると推定をしているところでございます。

昨年は野菜や果樹を始め、総じて価格が堅調であったこともありますが、現在の算出方法となりました平成17年度以降で最高の生産額となり、3年連続で3千億円を突破するなど、振興計画に沿ったこれまでの取組の成果が徐々に数値として現れてきたものと認識しているところでございます。

こうした中、県では昨年度、地方創生への取組といたしまして、人口減少への歯止めと、人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化に向けた施策をまとめました「信州創生戦略」を策定しております。

また、昨年10月にTPP協定が大筋合意となったことを受けまして、本県農業の概ね10年後の目指す姿を示し、その実現に向けて具体的に取り組む事項を明記しました「TPP協定に係る農林業分野対応方針」を本年2月に策定しております。

これらの計画の中では、攻めの農林業を展開するための体質強化や県産農産物等のブランド化、また輸出促進などの施策を掲げまして具体的な取組を進めているところでございます。

これまでの取組の成果をさらに確かなものとするために新たな課題にも対応しつつ、本県の農業・農村の発展に向け、引き続き生産者・農業関係団体・市町村を始めとした様々

な分野の皆様方と連携し、さらなる施策の展開を図ってまいりたいと考えているところ
でございます。

「食と農業・農村振興計画」は平成 30 年度から新たなステージを迎えることとなります。
後ほどご説明申し上げますが次回の審議会において次期振興計画の策定について諮問をさ
せていただき、来年 10 月下旬の答申に向けて検討を複数回お願いしたいと考えております。

本日、委員の皆様方にはそれぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご提言を賜りますよ
うお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【農業政策課 斎藤企画幹】

今回は、議事進行を効率的に進めるため事前に資料をお配りさせていただいております
が、本日若干資料に変更等がございましたのであらためて一式お配りさせていただいてお
ります。

次第の裏面、資料一覧をご覧ください。

資料 1 としまして「平成 27 年度実績年次報告 長野県食と農業農村振興計画実績レポー
ト」、資料 2 「食と農業・農村をめぐる情勢」としまして、別冊となっております。資料 2-1、
2-2 それから 2-2 の別冊、さらに 2-3、緑色のリーフレットのセットとなっております。資
料 3 といたしまして「第 2 期食と農業農村振興計画の推進に対する地区部会からの意見・
提言等」。赤羽委員さんからの提出資料が 1 枚。さらに資料 4 としまして「次期長野県食
と農業農村振興計画の策定について」をお配り申し上げます。不足等がございました
ら担当がお伺いいたします。資料の確認は以上になります。

今お手元にお茶をお配りさせていただいておりますが「赤石銘茶」 J A 南信州のペット
ボトルでございます。資料の最後にご説明のペーパーを入れておりますので後ほどご覧い
ただければと思います。よろしくお願いいたします。以上で資料の説明は終わりです。

これより議事に入らせていただきます。議長につきましては条例第 30 条第 1 項の規定に
よりまして、会長が議長を務めることとされております。小林会長さんをお願いしたいと
存じます。よろしくお願い致します。

3. 会議事項

【小林会長】

皆様ご多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。また、新しく就任された委員の皆さんよろしくお願ひ申し上げます。

(1) 県が講じた食と農業・農村の振興計画に関する実施状況について（実績年次報告）

【小林議長】

それでは早速議事に入りたいと思います。本日の議事の1点目であります「県が講じた食と農業・農村の振興に関する施策の実施状況について」これについて実績報告とございます。事務局のほうから説明をお願いいたします。

【中村農業政策課長】

農業部農業政策課長の中村正人でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

資料1でございます。この厚いレポートでございます。平成27年度の年次報告ということで「長野県食と農業農村振興計画レポート」をご覧いただきたいと思ひます。

まず始めに年次報告の趣旨、先ほどの部長からの挨拶で申し上げましたとおり、この「食と農業農村振興の県民条例」第8条の規程によりまして毎年県が講じた食と農業・農村の振興に関する施策の実施状況を長野県議会の方へ報告をさせていただきます。

その概要をまた公表するというようになっております。本日はこれに先立ちまして審議会の皆様方にレポート内容をご説明させていただくということです。よろしくお願ひいたします。

1ページのレポートの総括ということでございます。まず、1番目、食と農業農村の経済努力目標。すなわち農業農村総生産額の目標の進捗状況ということでございます。平成27年度の農業農村の総生産額は推定で3,116億円ということでございます。昨年より97億円の増、前年比で103.2%ということになりました。

この算定方式を採用いたしました平成17年度以降最高の生産額ということで、本計画の最終になります来年度平成29年度目標としておりました3,050億円を66億円上回る結果ということになっております。

農産物の産出額につきましては、主力である野菜が需要に応じた適正生産の取組を進めたということ等によりまして価格が好調であった。また、りんご・ぶどうなどの果樹も県のオリジナル品種への改植が進んだといったことにより、生産量は減少したのですが価格が好調であったということ。

さらに、平成 26 年度に大幅に下落いたしました米価が回復をしたこと等によりまして、目標を大きく上回りました。算出額については 2,914 億円という数字になっております。

一方、農業関連産出額でございます。観光農業というのがほぼ横ばいということで、また 6 次産業に取り組みおられます農業者の事業実績が徐々に上向いている。というようなことがございまして 202 億円と前年を上回ったところでございます。

生産額の詳細につきましては 24 ページからの作物別に記載させていただきましたので後ほどご覧いただければと思います。

次に、2 の達成指標の進捗状況ですが、第 2 期計画では策定の当初は 29 の指標、31 の項目ということで指標を掲げてございます。その後、平成 26 年度、一昨年度に国の新たな動きに対応するために、この達成目標の取組強化、目標値の変更を 27 年 2 月に行いまして、現在 30 の指標、32 の項目というということで指標を定めさせていただいております。

27 年度の進捗状況の詳細につきましては、34 ページ以下をご覧いただければと思います。34 ページからでございます。

34 ページの一番上でございます。一番上の表にございますとおり、本年の目標値を達成したというものが 13 項目になっておりまして全体の約 4 割。平成 29 年度最終年の目標を既に達成しているというのが 3 項目ございました。90%以上の達成というのが 10 項目。80 から 90%が 5 項目。80%以上達成したというものが、合計で 28 項目ということで全体の 9 割の項目では概ね達成が出来てきているのではと考えているものでございます。

34 ページ下から表が細かくなっておりますがご覧ください。この表の右から 2 つ目の欄のところ平成 27 年度の達成率ということで記載をしております。これを 100%以上達成しているという項目を見ていただければよろしいと思います。

まず 1 番目は法人化した経営体の数、4 番目の集落営農の数、こういったものが 100%を超えているということで、特に 35 ページ 23 の項目にナンバーが振ってあります農産物等の輸出額というものが計画のほぼ 2 倍の実績をあげることができたものでございます。

次に、資料 2 ページ、3 番目の施策の展開別の実施状況。6 つの施策展開別に実施状況の概要を記載させていただいております。詳細につきましては 37 ページ以降、後ほどご覧いただければと思います。

このうち私の方からは、トピックスということで 27 年度に展開をした中から主な動きをかいつまんでご説明させていただきます。

8 ページをお開きください。いくつかにわたって施策の展開ごとに区切らせていただいております。

施策展開の 1 ということで「夢ある農業を实践する経営体の育成」について。この中で 8 ページの下段、長野県農業大学校の取組。農業経営のトップランナーを養成するというので 26 年度に実践経営者コースを設けました。この入学生 1 期生 6 名、この春全員が就職、就農という形でしているという状況でございます。今後も引き続きこういった実践

経営者コースによりまして企業的な農業者の人材確保に努めてまいりたいと思っております。

次に 10 ページをご覧ください。施策展開 2 「自身と誇りを持てる信州農畜産物の生産」の下の段を見ていただきます。

I C T (Information and Communication Technology) を活用した効率的な生産体系の検証ということで、県内のモデル経営体に対して富士通株式会社様が開発したシステムを導入させていただいております。

生産コストとか労役を分析いたしまして、平成 30 年からの米政策の見直しに向けて効率的生産体系の構築を図っていくということでございます。

また 11 ページ。上段、県が育成いたしましたオリジナル品種りんご「シナノゴールド」につきまして、イタリアの南チロルの生産者団体と協議を重ねてまいりましたが、今年の 3 月大規模商業栽培につきましてライセンス契約を締結いたしました。今後名称は「y e l l o」イエローという名前で E U 等において本格的に販売されていくこととなります。

12 ページの上段。早生で着色、食味が「つがる」よりも良い期待のりんごでございます。「長果 25 (シナノリップ)」というネーミングです。新たに品種登録を行っております。

また、すもも「長果 1 (シナノパール)」こういった名前ですが大玉で高糖度のすもも。品種登録という形とは別に商標登録。いわゆる付加価値を創出するというので、「麗玉」(れいぎょく) という名前で登録をさせていただくというような取組をさせていただいております。

いずれも県のオリジナルの品種ということで、今後産地化を進め、ブランド化を進めていくということになろうかと思っております。

14 ページの上段を見ていただきますと、ブランド化ということにもなりますが、水産試験場で開発いたしました 3 倍体の大型のイワナ、この正式名称が「信州大王イワナ」ということで決めさせていただきました。今年 2 月には「信州大王イワナ振興協議会」を設立させていただいております。ここが主体となりましてブランド化にむけたプロモーション展開を行っていくところでございます。

17 ページをご覧ください。施策展開 3 の「信州ブランドの確立とマーケットの創出」でございます。そのうちの下段、農産物の輸出促進としまして、重点輸出国でございますシンガポールに 2 名の輸出支援員を配置しまして、現地のスーパーなどにテストマーケティング、個別の商談会等を行ってまいりました。

また、香港におきましては、現地のバイヤーを県内に招へいいたしまして、現場である産地の視察、生産者との商談というものを行ってきております。

19 ページ、施策展開 4 の「農村コミュニティの維持・構築」ということで、そのうちの下段、県内の若い女性農業者のネットワーク、仲間作りと自主的な活動を進めていくということです。特に都会に住む若い女性の方に長野県の農業、農村の魅力を発信する。そして将来的には、就農・移住を促進するというので「NAGANO 農業女子」というものを立ち上

げさせていただきました。フェイスブックの活用、東京でのイベント等の開催、バスツアーの開催を行っているところでございます。

20 ページをご覧ください。施策展開5の「地産地消と食に関する理解・活動の促進」ということで地産地消の促進を図るために、関係部局と連携をいたしまして料理サイトの「クックパッド」に長野県の専用ページを開設させていただきました、「おいしい信州ふード（風土）」を始めといたしました、信州の食材による健康に配慮したメニューのレシピを発信しております。県産農産物の利活用をどんどん発信していくということで取り組んでいるところでございます。

22 ページご覧ください。施策展開6の「美しい農村の維持・活用」の中からですが、地域住民の安全・安心、農業用水の安定供給という意味合いから平成24年度から行ってきました「農業ため池の耐震性の点検」が終了したところでございます。今後この点検結果を踏まえまして、新しく創設いたしました「ため池耐震化緊急対策事業」こういったものを活用いたしまして、迅速かつ集中的に対策を進めていくということでございます。

恐縮でございますが、資料の4ページにお戻りください。次に今後の展開の方向ということでご説明させていただきます。

平成25年度から「第2期長野県食と農業農村振興計画」がスタートいたしました。基本目標といたしまして、「夢をかなえ人を結ぶ信州の農業・農村」の実現を目指し、意欲ある農業者の夢の実現、そして農村の新たな魅力や活力の創出に向けた取組を実施してまいりました。近年、農業・農村を取巻く環境が急速に変化をしてきている状況です。このような中、必要な見直しを行いながら引き続き先ほどの6つの施策展開というものを基本の方向といたしまして、展開をしてまいりたいと考えております。

まず1番目の「夢ある農業を实践する経営体の育成」ということですが、考え方といたしまして、地域資源を活用し経営戦略を持って経営目標に取り組む企業的農業経営体の皆さんが本県の農業生産の主力となる農業構造を目指していきたい。

また、「人・農地プラン」の实践を通じまして、農地中間管理事業による農地の集積・集約化を進め、プランに位置づけられた中心的経営体の経営力の向上、経営の多角化・複合化を進めていくとともに、集落営農の組織化・法人化を進め、安定的な経営体の育成を進めていきたいと考えております。

次に、施策展開の2でございます。「自信と誇りを持てる信州農畜産物の生産」ということで、土地利用型作物においては米の販売力の強化、需要のある作物の導入などを支援いたしまして水田農業経営の強化を図ってまいります。

また、園芸作物につきましては、市場評価の高い県オリジナル品種の生産拡大、需要に見合った適正な生産ですとか需要に対応できる産地作り等、本県の主力である園芸産地の持続的な発展に向けた取組を支援して参りたいと考えております。

また、畜産につきましては、安全でこだわりやおいしさを持つ畜産物の生産拡大を進めていきますとともに、自給飼料生産の拡大を支援し、農家の経営安定と強化を図っていきたくと考えております。

また、担い手への農地集積を加速する圃場の条件整備や、基幹的農業水利施設の長寿命対策、こういったものを計画的に進めていく。農地中間管理事業を活用してまいりたいと思っております。

さらに農業試験場において食味や品質に優れる県オリジナル品種の育成を進めていくとともに、革新的な技術開発を産学官連携で取り組んでいくというというようなことで、こういったものの普及を進めていきたくと思っております。

施策展開3の「信州ブランドの確立とマーケットの創出」でございます。「おいしい信州ふード（風土）」の認知度の向上、消費の拡大。6次産業化に向けました農業者の新たな事業展開を支援していくとともに、輸出に意欲的な農業者、事業者で構成いたします長野県農産物等輸出事業者協議会の活動を支援していく。また、輸出促進にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

施策展開4の「農村コミュニティの維持・構築」では、集落営農組織の育成、協同活動の促進、都市農村交流の促進ということで、コミュニティの維持構築を進めていくとともに、地域資源と観光資源を組み合わせた6次産業化の取組を支援していきたくと考えております。

施策展開5の「地産地消と食に対する理解・活動の促進」の中では「信州産オリジナル食材“地産地消”推進事業」といったものを始めております。旅館、ホテル、飲食店等におきまして、信州産オリジナル食材の活用を図ってもらう。学校訪問によりまして食育の推進、学校給食への使用拡大。こういったものを関係部局と連携をして、地産地消、食文化の伝承を図っていきたくと考えております。

最後に、施策展開6の「美しい農村の維持・活用」でございます。農地や農業用水路等の農村資源・農村環境を保全するために、多面的機能支払事業などを活用し地域ぐるみで行う農業用施設の長寿命化対策などの共同活動、農業と調和のとれた再生可能エネルギーの導入を支援していきたくと思っております。

また、防災・減災対策ということで、地すべり防止対策、老朽化したため池の補修・改修、こういったものを計画的に進めていきます。

また、野生鳥獣被害を減らす対策として、集落ぐるみでの捕獲体制の構築、侵入防止柵の導入等を支援してまいりたいと思っております。

このほか、110ページ以降、振興計画に重点的に取り組むとしております6つのプロジェクトについて、また124ページからは県下10地域の各地域別の取組状況について記載しておりますので、後ほどお目通しいただければと思っております。説明は以上でございます。

【小林会長】

どうもありがとうございました。それではただいま説明のありました、昨年度の施策の実施状況について、皆様からのご質問、ご意見をお願いしたいと思います。第1の議題の議論につきましてはこの実績のまとめにつきまして、記載の内容とかまとめ方、評価、こういったものについてのご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

これから施策展開のためにこういったことを進めていくかという議論につきましては、2番目の議事のほうで進めたいと思っております。まずこの取りまとめそのものにつきまして、色々な立場の質問をお願いしたいと思います。

それではどなたかどうぞ。最初はなかなかあれですが、竹内委員「NAGANO 農業女子」の取組もちょっと触れられていましたが、その辺も含めましてご感想、ご意見がありましたらどうぞ。

【竹内委員】

先ほども「NAGANO 農業女子」のお話がありましたが、昨年度私はコアメンバーとして個人では活動できないような活動を色々させていただきました。ラジオ出演とか、「銀座 NAGANO」でのイベント、雑誌の取材等を受けたなかで感じたのは、やはり1回目、第一期生ということで自分たちもどういうふうに動いたらよいか分からないでやっていく中、県の方が都内の「銀座 NAGANO」でのイベント等を開催することによって、直に消費者の方々と繋がる機会を与えてもらったということが一番大きかったと思っております。

やはり、農業をしている若い世代の女性は、私もそうですが子育てをしながらやっているの、作業から離れて自分から東京に営業をしに行くということが、なかなか難しくできないことが実情であります。県にそういった機会を与えてもらったことで、それぞれが自分の農業をアピールできる機会を与えてもらったので、そこは大きいと思います。

今年度もまた開催されていて、一番大きいのは、県がまず昨年コアメンバーという形でやった、そのメンバーが地域に戻って南信州農業女子会ですとか、佐久地域とか色々な地域地元で農業女子がきちんと草の根ではないですが繋がって、県が大きくイベントをやっても地域の農業をしている女性は、一番最初の年は何をやっているのだろうかというところがあつたと思うのですが、県内とても広い中でそれぞれの農業女子が地域に戻って地域で集って、地域の農業を若い女性でもがんばっているんだというのを発信できたのは良かったと思っております。

あとは、県の施策として、子育て支援と就農・移住する新規就農者へのバックアップ体制等をもっともっと他の県とは差別化して、特に都心から近い長野県ならではの就農の仕方。例えば、若い世代で、お父さんは東京で働きながらお母さんと子供だけ長野で暮らすという方もいたり、逆にお父さんだけこちらで農業を始めて後から来るとか、色々なスタイルの就農が考えられると思うので、そういったことにも柔軟に対応できる施策を考えていってほしいと思います。

【小林会長】

ありがとうございました。それから、昨年この会でも色々論議があったのですが、マーケティング、ブランド化ということで、今日の報告でも新しい品種、輸出等いろいろ成果が出ているようであります。

堀委員これについてどうでしょうか。

【堀委員】

ブランド化に向けては大分新しい品種が出てきて、特に先ほどの「長果 25（シナノリップ）」これはマーケットの中でかなり期待をいたしております。いままでの「つがる」商品が天候や温暖化の中でマーケットで支持されない。

こんな中で新しい品種が出て消費者にきちんとしたものを届けていくという、長野県のブランド化の中でかなり力強い形になっていくと思います。

ただ、今までもあったのですが、前回もお話をさせていただいたのですが、良い品種とかこういうものを発見する能力が非常に高い。長野県は高いのですがこれを拡大していくのが非常に遅い。そのペースが遅い。それによって他の県が、早い県に逆にマーケットを奪われるということがありますので、目新しい品種につきましてはそれに向けて生産拡大に向けての力を注いでいただくことをお願いいたします。

【小林会長】

ありがとうございました。ほかにどうでしょうか。この報告書は議会報告にもなりますので、埋橋委員どうでしょうか。ご感想でも。

【埋橋委員】

4月から委員になりました埋橋茂人でございます。よろしくお願いいたします。非常によくまとまっていますし、県の努力なりそれぞれの普及性もわかります。

ただ、いま堀委員からお話がありましたように、県の役割、普及のところをどこがやるかということはそれぞれ県なり農業団体なり管理機関が必要なのですが、いくつか堀委員のおっしゃられた事例がございます。やはりせつかく開発者利益があるのであれば、それが最大限産地に落ちるような速い普及、仕組みをお願いしたいと思います。大分やっ

ていただいておりますがそんなことをお願いして。

かつて、試験場は、非常に有能で色々な品種を出していただくのですが、例えば穀物系は普及をしないで他の県で日の目を見ているというそんな例がいくつかございます。

特に果実などは「つがる」は長野県で作って、名前はいくら作ってもどこでも作れるという実態がございますので、このところはかなり大事なことでございます。

例えば新しい化と新品種を組み合わせた普及をしていただくような形を是非やっていたきたいと思います。

【小林会長】

分かりました。他にどなたかございませんか。丸山委員どうぞ。

【丸山委員】

長野県の試験場は本当にすごいと思っております。毎年、毎年良い品種をりんごに限らず、プラム、麦、米等々出しているのですが、作るのは産地も努力しながら良いものが出来ていると思うのですが。問題は販売なのです。販売にいかにつなげていくかということ。

りんごでは、「シナノリップ」は早生品種で大変期待できるのですが、以前の「シナノピッコロ」とか「シナノプッチ」とか小さいりんご。これは、市場に出しても生産者のみなさんには収益利益が上がってこない。逆に言うと、販売するのであればコンビニであったり直売所であったり、付加価値をつけて売るのであれば可能だと思うのですが。大変良いりんごだと思うのです。

そんなことを考えながら県のほうは“地消地産”という形で進めているわけですが、今長野県のもをホテル・旅館等で販売するという取組をされているのですが、県の推奨の品種は高いのです。りんご、ぶどう、信州大王イワナにしても。そういったものを旅館・ホテルが使うとしてもかなりリスクがあってなかなか使いきれないという部分もあります。

長野県で作っている農産物をホテル・旅館で使ってもらおうという方策も、確かに長野県の高い食材もPRという意味では大事なのですが、しかし地域で作っているものを使ってもらおうという努力も大事。また、販売、それが直売所になるのか、いろいろどうなるのかわかりませんが、長野県のもを長野県で食べてもらうとなればスーパーですとか、そういうところに長野県の地元の食材を置いて売るとか、そういったことをしないと長野県で作ったものを長野県の人に消費してもらおうということはなかなか難しいと思います。

いろいろな販売に対しての工夫というのは、いろいろなパターンが考えられますので、皆で知恵を出してやっていったほうが良いと思います。

【小林会長】

ありがとうございました。他にどうでしょうか。春日委員どうぞ。

【春日委員】

今のこの総生産額の推移で3,116億ということで、29年度の目標をオーバーしたという表示がございしますが、価格の好調さでそうなったということなのです。面積的には25ペー

ジのところからいろいろな生産面積が載っておりますが、やはり面積がどれだけ増えたかというところが、価格はいつも乱高下しますので、我々の振興計画の中でいけば着実にこういった新しい品種のものがこのくらい増えた、こういう面積がこのようにして増えたということを中心に据えていく必要があるのでは。

確かに価格が良かったから29年度の目標水準を超えたといっている。今年価格が悪かったらどうなるということもありますので、もう少し目線を生産規模、新しい奨励品種の規模拡大、そのようなことに力を入れた書き方にしていく必要があるのではと感じています。

【小林会長】

ありがとうございます。他にどうでしょうか。そうしましたら今ご意見をいろいろいただきました。全体的に27年度の取組状況につきましては評価されるご意見が多かったと思っております。

一方これから期待をこめて、いろいろな意味合いでさらにこれから確認してもらいたいこと。あるいは新しいものだけでなくそれ以外の価格でいったら使いやすいもの。新しい品種ができたならそれがどういった形で、実際の面積に反映されているかということの分析評価が大事ではというご意見があったと思います。

これからの展開に関する意見が多いと思いますので、第2のほうの論点としてご意見をいただくこととしまして、1点目の議事といたしましてこの辺で終わりにしたいと思います。

この報告書そのものは、審議会として承認するという性格のものではありませんが、一応レポートの最終確認につきましてはいくつか今ご意見がございましたので、そういったものを踏まえて私のほうに一任をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。では、そういうことでお願いいたします。

(2) 第2期長野県食と農業農村振興計画の推進について

【小林会長】

それでは、第2点目の議題に入らせていただきます。「第2期長野県食と農業農村振興計画の推進について」事務局からご説明お願いいたします。

【農業政策課 小林企画幹】

農業政策課企画幹小林です。私のほうから情報提供ということで、食と農業農村をめぐる情勢、地区部会の皆様方からいただいたご意見について簡単にご説明させていただきます。よろしくお申し上げます。

始めに、資料2-1をご覧ください。本県の農業・農村の現状をデータでご説明いたします。

1の総農家戸数ですが、27年の総農家戸数は10万4,759戸で平成7年に比べまして4万4,319戸。また、前回調査の22年度に比べて1万2,557戸減少しております。いまだ総農家戸数は日本一ということになっております。

また、折れ線グラフで示しておりますが、総世帯数に占めます農家の割合もかつて2割を超えておりましたが、平成27年では13%弱と低下している傾向です。

次に、2の年齢別農業就業人口ですが黒丸の実線が27年度となっております。人口は5年前に比べまして17,322人17%ほど減少しております。50歳以上の階級での減少が多いと見受けられますが、30代、40代の減少幅は少なくなっております。2ページをお願いいたします。

3の農業産出額でございます。先ほどご説明がありましたが、平成27年度は2,914億円。26年度についても2,818億円と25年以降ここ3年間は目標の2,800億円を超えているという状況になっております。下段のグラフにございますように、ここ2年、長野県は全国の中で生産額が10位の順番になっております。

ちなみに過去最高の生産額となりました平成3年。このときの順位は5位という事でございます。

3ページ、主要な県の産出額を品目別に比べたのが上段のグラフでございます。一番右が本県となっております。本県は他の県に比べまして畜産の割合が少ない。また、園芸品目が主体でバランスよく生産されているということが伺えると思います。

また、4の耕地面積。27年度の耕地面積は10万8,900ヘクタールで、全国に比べまして田の割合がやや低く樹園地の割合が高くなっております。

また、5の耕作放棄地。これまで耕作放棄地は年々増加傾向で推移してまいりましたが、平成27年は1万6,776ヘクタールと遊休農地の解消に向けた取組もありまして、平成22年に比べまして370ヘクタール減少に転じております。ただ、土地持ち非農家の分につきましては増加傾向にあるという状況でございます。

4ページをお願いいたします。6の経営耕地面積の集積割合でございますが、大規模農家への集積率は高まってきておりまして、平成27年は5ヘクタール以上の農業経営体の割合が3割を超えており10年前の倍になっております。しかしながら全国では5割を超えておりまして、まだまだ本県は零細な農家が多いということが伺えます。

7の経営耕地面積規模別に見ました農業経営体数の状況でございますが、50アール未満の零細な規模の経営体は5年前に比べて減少。3ヘクタール以上の経営体はいずれも増加傾向にあります。特に100ヘクタール以上の大規模のものは5割以上の増加率となっております。

以上、本県の農業の現状をデータで説明させていただきました。

次に、5ページをご覧ください。我が国の農業・農村をめぐる情勢につきまして主要な5つの点についてご説明申し上げます。

まず、1の国際化の進展ですが、昨年の10月には環太平洋パートナーシップ協定、後ほど説明いたしますが、参加12か国により合意に至ったという状況でございます。また、オーストラリア等14か国との間に経済連携協定、これらが提携されているところでございます。国際化が益々進展しているところでございます。

また、農産物の海外への輸出の動きも活発化しているという状況で、国は平成32年に農産品の輸出額を1兆円にという目標を掲げておりますけれども、これを前倒しということで打ち出しております。

2の高齢化や人口減少についてでございます。先ほどご説明しましたが、農業従事者の高齢化は益々進展しており、新規就農者の確保は大変重要な課題となっております。

また、人口減少により地域のコミュニティの維持も不安になる状況でございますし、食料の消費量も減少しているという状況になっております。

3の国の農業政策についてでございます。国は昨年食料・農業・農村基本計画を策定いたしまして、本県と同様に産業としての農業振興と地域振興のための地域政策を車の両輪として進めていくということを打ち出してきております。

また、平成30年には米政策を見直すということにしておりまして、行政に頼らない需要に応じた米の生産を進めていくことが求められてきております。

他にも、農地中間管理機構の活用、農協法の改正、農業白書の中で新たに打ち出された「食料自給力指標」というようなことで、国の農業政策に新たな動きが見られてきております。

4の所得向上やブランド化などの新たな動きでございます。単に農作物を生産するだけでなく、付加価値をさらに高める動きとして6次産業化の動きも活発化してきております。市田柿など地理的表示制度、G I (Geographical Indications) ですが、こういったものを活用する動きも見られております。

農業生産現場においても、ICT (Information and Communication Technology)、IoT (Internet of Things)。更には人工知能AI (Artificial Intelligence)、ビッグデータ、こういったものも取り入れられようとしてきております。農業生産基盤の整備、再生可能エネルギーの活用等も推進されてきております。

また、5に記載しましたが地球規模では依然として温暖化が進んでいる状況ということでございます。以上農業農村をめぐる主な情勢を説明させていただきました。

続いて、資料2-2をご覧ください。TPP協定への対応についてご説明させていただきます。

資料2-2の1ページをご覧ください。TPP協定につきましては、アトランタにおいて昨年10月に行われました閣僚会合において大筋合意に至りました。合意内容につきましては、1ページ、2ページに記載させていただきましたが、主なものにつきましては、例えば米ですと現行の国家貿易制度は維持しまして、枠外税率は維持しつつ新たにアメリカ・オーストラリアに78,400トンの国別の枠を設けること。

さらに牛肉については、セーフガードは残しつつ関税をこれまでの38.5%から16年かけて9%まで引き下げる。重要5項目については1ページに、さらに2ページにありますように、野菜等につきましては3%の関税を即時撤廃する。果樹におきましても同様に基本的に関税を撤廃する。どのようなことで合意がなされたという形になっております。

この合意を受けまして本県では10月15日に知事を本部長といたしまして、「長野県T P P農業分野等対策本部」を設置いたしまして、説明会の開催、ホームページによる情報提供などに努めてきているところでございます。

3ページをお願いいたします。本年2月に策定いたしました「T P P協定に係る農林業分野対応方針」についてご説明させていただきます。

本方針はT P P協定の影響に対する県民の不安を払拭しまして、農林業の体質強化、T P Pの効果を最大限に発揮するため、概ね10年後の目指す姿を示すとともに、その実現に向けて取り組む事項を取りまとめたものです。

今ご覧いただいておりますものは概要版ということですが、お手元に資料2-2の別冊ということで厚い本冊をつけておりますので後ほどご覧いただければと思います。

方針は「農林業への影響の緩和」と「攻めの農林業を展開するための体質強化」、更には「県産農産物のブランド化と輸出・池消地産の推進」の3つの視点を基本として作成させていただいております。

具体的には、2の分野別の対応方針でございますが、品目別の対策ですが果樹のりんごのところを見てください。10年後の目指す姿を「シナノスイート」など本県オリジナル品種を「ふじ」等とのバランスのよい生産がされて、さらに新しい化栽培等高い技術により収益性の高いりんご生産が営まれている。

これが10年後の姿といたしまして、そのために必要な生産対策としては新たに開発いたしました新品種「シナノリップ」の生産拡大。さらに流通対策としては集出荷施設の整備。また、販売対策としては首都圏等での宣伝活動の展開。こういったことに総合的に取り組むとしております。

また、他の品目につきましても同様に記載がございますのでご確認いただきますようお願いいたします。

また、4ページに記載しておりますが生産の土台づくりを進めるために基盤の整備、さらには一番重要な担い手の確保対策、これらについても強化していくということとしております。

流通販売の強化といたしまして、ブランド化、輸出、池消地産の取組を更に推進していくということで取りまとめてございます。

今後の進め方ということで3に記載しておりますが、本日も新たな収入保険制度等につきまして新聞報道等がされておりますが、国のT P P対策を積極的に最大限活用するとともに、必要に応じて本県独自の取組も進め、更に生産現場の声も聞きつつ必要なことについては国に繋げていくということで記載してございます。

続きまして5ページ。この資料につきましては、TPP協定の発効について取りまとめたものでございます。

アメリカの大統領候補の2人ともがTPPについては廃止または反対の意向を示しております。TPPの先行きにつきましては大変不透明でございます。この資料につきましてはどうなれば協定が発効するのかということ、簡単に取りまとめたものでございます。発効には3つのパターンがございます。基本的には参加国全てが承認をしてという形になればということを示したのがケース①。

ケース②ということで、2年以内に全ての参加国が承認していなくても半分以上の6か国以上で承認されて、なおその6か国のGDPの合計が85%以上となる場合はケース②ということでこれも発効がされる。

ケース③、ケース②の条件が2年後以降に揃った場合ケース③ということで発効される。ということです。

ご覧いただいたようにGDPという制約があるために、日本かアメリカどちらかが承認しなければ発効されることはないということになっている状況でございます。TPPにつきましては以上でございます。

次に資料2-3「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」（信州創生戦略）の改訂版ということで、厚い本冊ございますが本日時間の関係で、緑色のリーフレットで概要だけ少し触れさせていただきます。リーフレットお開きいただきまして中のページをご覧ください。

本戦略は位置付けにありますとおり、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく県の総合戦略として位置付けられております。平成27年度から平成31年度までを対象期間として策定されておる戦略でございます。

Ⅱの人口の現状と将来展望の中ほどのグラフにあるとおり、本県の人口は平成22年には215万人ということでありますが、この先何ら対策を講じなければグラフの中の青い線のようにずっと右肩下がりで減少していくということでございます。この戦略にそった対策を講じた場合には、2080年頃から150万人程度で定常化する見通しで策定をしいるものでございます。

右側のページ、Ⅲの信州創生の基本方針にございますが、6つの方針を立ててこの戦略は作成されております。

この6つの方針に基づきまして一番最後のページ裏表紙になりますが、具体的には「自然減への歯止め」「社会増への転換」「仕事と収入の確保」「人口減少下での地域の活力確保」という、この施策の展開を大きな4項目に沿って対策を講じていくということで記載してございます。

農政関係につきましては「仕事と収入の確保」。この項目の中で、「農業の稼ぐ力」を伸ばし農業の競争力を強化するために農業政策を包括的に進めますということで、TPP対応を含め全体の農業強化策をここの部分で謳っているところでございます。

更に加えまして、社会増への転換という部分の中で、定年帰農、Iターン就農者、こういった方の受け入れによる担い手の確保。こういった部分につきましてもこの部分で記載をしているところでございます。

そういった対策をこの推進体制にございますように、オール信州で関係機関とも連携し、具体的数値目標を立てるなかで進めていくということで戦略は立てられているものでございます。

以上、食と農業・農村をめぐる情勢についてご説明させていただきました。

引き続きまして資料3の方で、「第2期長野県食と農業農村振興計画」の推進に関する地区部会の皆様方からのご意見についてご説明をさせていただきます。

資料3の1ページをお願いいたします。先ほど農業政策課長のほうからご説明申し上げました施策の6つの柱ごとに、地区部会からいただいた意見の主なものを取りまとめさせていただきます。

始めに「夢ある農業を实践する経営体の育成」この部分につきましては、新規就農者に対する幅広い支援の必要性のほか、農家子弟に対する支援も必要である。さらに、5つ目の○にありますように、後継者のいない農家からの経営継承の仕組みの構築など農業構造の転換に向けた様々な施策の必要性。さらには一番下の○にございますように、若者が望む新たな農業スタイル（ライフスタイル）でのバックアップの必要性などというご意見もいただいております。

また、(2)の「自信と誇りの持てる信州農畜産物の生産」においては、長野県オリジナル品種のブランド化の更なる確立というようなこと。

また、2つめにあります30年からの米施策の転換への対応。5つ目の畜産業の将来的な全体の姿を見せるべきだという声。その下6番目、7番目の環境の部分に対する対策の充実というご意見。さらに、一番下の中では老朽化した用排水路や畑地かんがい施設の維持管理、こういった部分を効率的に進める必要がある。というようなご意見をいただいております。

(3)の「信州ブランドの確立とマーケットの創出」。3つ目にありますが東京オリンピック、パラリンピック、ここへ向けての対応の必要性。また輸出について国、県レベルの取組といった部分を更に拡充していくということ。

また6次産業化。ここについては非常に重要であるというなかで更なる推進をというような声をいただいております。

2ページをお願いいたします。「皆が暮らしたい農村の部分」の項目です。

(1)の「農村コミュニティの維持・構築」の中では、高齢化した中山間地域の集落等では農業者以外の人たちの参加の促進、そういったことをする中でその地域の農村コミュニティを維持していくための施策の展開が必要ではないか。

また、2つ目には農ある暮らしという中で様々な人の力を借りていく必要性がある。3つ目や一番下のところで農業体験ツアーや収穫体験、農家民泊など観光との取組の連携。こういった部分についても提案がなされております。

(2)の「地産池消と食に対する理解・活動の促進」。ここの部分につきましては直売所ですとかインショップ、こういった部分での拡充の必要性ということの提案。5つ目の○でホテル、旅館等での地域農産物の利用促進。こういった部分の促進にあたっては新たなシステムが必要ではないかというご提言。

さらに下から2つ目、学校給食への活用の新たな提案。観光農園等を活用した「食」と「農」に対する教育・PRといったご意見もいただきました。

最後に(3)の「美しい農村の維持・活用」ということですが1点目にございますソーラー発電、これが非常に増えてきているということで景観への影響があるのではということ。また、それ以下の部分にあります但し中山間地域での土地利用、生産振興、それを全体として考えるべきだというご提言もございます。

5つ目のところにありますが、観光地としての農業生産を維持することによる景観保全という新しい意見も出ております。

下段の鳥獣被害。これが非常に多い中でこれに関する意見を多くいただいております。以下、3ページ以降ですが、それぞれの地区部会から出たものをそのままお付けしておりますので、またご覧いただければと思います。

もう1枚、赤羽委員提出資料ということで記載しております資料がございます。これにつきましては本日欠席しております赤羽委員から、事前に提出いただいたものでございます。裏面に具体的なお提案がございます。

2つございます、農業水利施設の維持・補修と長寿命化対策を拡充すべきだということ。また、2つ目は農山村の多面的機能の維持と環境保全。そのための支援策を充実すべきということでご意見をいただいているところでございます。

私の方からのご説明は以上でございます。

(2) 第2期長野県食と農業農村振興計画の推進について（意見交換）

【小林会長】

どうもありがとうございました。それではこれから意見交換に入りたいと思います。昨年も非常に広範な立場のご意見をいただいたと記憶しております。

先ほどの担い手の問題もありました。マーケティング、流通の問題。中山間地域の振興も一つの大きなテーマと理解いたしました。

議論の1つは第2期振興計画。ちょうど27年度は中間年。これからの2年間、計画の目標達成に向けてどういうふうに進めていくかということが一つの課題であります。

また、先ほど部長の説明にもありましたとおり、これから次期振興計画の策定に向けた作業に入ります。次期計画のときはまた環境条件が変わってきているわけです。先ほどのTPPがどう進められていくのかとか、米政策の見直し等々ございます。そういった中で、どういう形で長野県の施策を展開するのかといった議論の繋がりになろうかと思えます。

議論の視点としては二つの柱がありまして、振興計画にあります「夢に挑戦する農業」「皆が暮らしたい農村」ということですが、「農業」と「農村」これは密接に絡みますのでおそらく議論は両方絡んだ形になるものが多いと思えます。

特にテーマを2つに分けませんが、一緒に皆さん議論をしていく中で特にこの意見は「農業」だとか「農村」だとかあれば、そこは強調していただければ事務局でも整理をしやすいかと思えますので、これから色々なご意見をいただきたいと思えます。

それではどなたからでもどうぞよろしくお願いいたします。消費者側から織田委員どうでしょうか。ご意見を。

【織田委員】

長野県消費者の会、織田と申します。よろしくお願いいたします。消費者側の意見といたしまして「農村コミュニティの維持・構築」というところと、輸出の関連でお聞きしたいと思えます。

「農村コミュニティの維持・構築」ということでずっと言い続けて施策に出していますが、田舎に住んでいまして私自信は進展していないのではと思っています。といいますのは農業の高齢者60歳、70歳以上の方々、特に70歳以上の方々が自分たちの産直に出す程度の農産物を作ればよいというような感覚で作られている気がしています。

それ以外に農業で本格的に生計を立てよう。要するに税金を払えるだけの農業をしようというところまではなかなかいっていない。農村コミュニティの一部はかなり崩壊してきています。荒れた畑とか田んぼがすごく見えておりますので、この辺の考え方を維持していくための政策の考え方を少し変えた形で展開する必要があるのではと思っています。

というのは、バブル以降の住宅が農地を潰して作られてきたという経過があります。ですから農村自体の側面に普通に一般サラリーマンの家がある。そことの連携みたいなものがまだしっかりできていなくて、そういう方たちを巻き込んでその方たちに農業をしていただく。農業に関わっていただく。そういう形でのコミュニティを作っていく必要があるのでは。そこまではまだいっていないような感じがしております。

もう1つは輸出関連ですが、中山間地の打開策として輸出に活路を求めるという話を聞いたことがあります。そういう方法もあるのだなと思ったのですが、先ほどのお話ではかなり進んでいると聞いております。どういうふうに輸出に着手するのか。最初のきっかけです。そういうことを県から話がないというお話を聞いておりますので、もっと大勢の方、特に中山間地の方の活性化として輸出促進をもう少し説明していただければと思っています。

【小林会長】

ありがとうございました。今のお話で、最初の農村コミュニティの面では、中山間地域振興とも絡むのですがなかなか目標通りに進展しない。むしろ色々耕作地等の問題が出ている。確かにそうなのです。これは次期対策の大きな課題になると思うのですが。次期の振興計画をする上での取りまとめも含めて、輸出のほうも具体的にはどんどん対策も進んでいると思うので、その進め方の上で県のほうからお答えできる部分があったらお願いいたします。

【中島農村振興課長】

農村振興課長の中島です。今おっしゃられたようにコミュニティの維持というのは、まさしく人と人との繋がりを維持していくということ。なかなか一朝一夕でいかないなということを強く思っております。ただ、その時の視点で都市近郊の農村地帯では混住化が進んでいて、今おっしゃられたように非農家の方々との繋がりをどうやって生み出して、農村の文化、農業を維持していくかということと、中山間地域の条件の悪いところは農業者が高齢化をしていって、地域を引っ張っていく人その者がいなくなってしまうということがあり、であれば外からという視点で、そういった条件で考えていかななくてはならないと思っております。

今計画でもそういう謳われ方をしておりますが、次期につきましてはそれを具体的に明確化できるような方策を検討していかななくてはならない。

1つは豊かなライフスタイルを求める方々に対して、おいでいただくにはどうしたらよいか。そのような視点を施策に反映できればと思っております。

【西原農産物マーケティング室長】

農産物マーケティング室長の西原です。輸出の関係でご質問いただきました。直接的なお話で今中山間地域の皆さんの取組に生かせないかということです。我々県の方で輸出事業者協議会というものの事務局を預らせていただいております。これは輸出に意欲ある方々、これは個人、法人を問わず参加いただける団体でございます。その皆さんをご支援する形で輸出を拡大していこうということで取り組んでおります。

先ほどお話がありました但し知られていないと申しますか、なかなか情報が県内に広がっていないということでもあります。その辺につきましては現地機関等も含めまして、もう少ししっかりと我々の取組をアピールするなり、情報提供していくことに努めていきたいと思っております。

また、先ほど申し上げたとおり意欲ある方であればどなたでも、その団体には会費はございますが、加入いただいて取り組んでいただけること。輸出と申しましてもハードルの

高い部分もございますので、そういった部分の情報もお教えしながら一緒に取り組めればありがたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

【小林会長】

堀委員、どうぞ。

【堀委員】

ただ今の輸出の関係につきましては、私が輸出事業者協議会の会長という立場で今日出席させていただいておりますので、今日は輸出のことは私が答えなくてはいけないことです。状況等につきましてお話をさせていただきたいと思えます。

国が今輸出をかなり進めております。丸2年くらい経っています。全国で長野県と同じ動きが、安倍総理の関係から輸出に目を向けて動いている状況です。

現状の中では拡大はしておりますが、逆に言うとマーケットが受け入れ態勢が出来上がらない中で持って行くほうだけが拡大をしているという状況の買い手市場です。向こうから言うと「いい鴨がきた」という状態が今の状態でございます。決して輸出がそんなに甘い事業ではないと思えます。

その中で今広げていくということでは、香港や、来月もクアラルンプール、香港にマーケット調査と商談会に県の方と一緒にいきます。

県の皆さんの動きは大変すばらしいです。本当に、売り込みも正に海外のここまで来て朝の7時に起きて食事をして夕方6時まで売り込みで、1つも観光をしないのかと思うくらい。自分がついていってそう思うくらいです。県の皆さん方大変一生懸命なのですが、一生懸命なのと現状は若干違うというのが現状です。

その中で、持っていくと青森産、どこどこ産。長野県のもの。おたくならいくらの条件で出せるのかという商談になってきます。今やっているのは長野県のブランド作りということで先ほどの資料に書いてあるとおり、香港の主力のバイヤーの会長を3回こちらに来てもらい、産地を見てもらい理解をしてもらって、長野県産のものを香港でブランド作りをしていく。という動きに昨年から変わってきているというのが現状です。それに向けて今取り組んでおります。

長期的に見ていきますと、私は1、2年の間は色々なところが売り込む中、飽和状態でかなり厳しい状態が続くと思っております。ただその中で価格の合わないところとか、そういうところは手を引っ込めていく。3、4年、5年経ったときに、だめなところが引っ込んだときにチャンスがあるということで今狙っております。1、2年輸出は我慢をしていかななくてはいけないと思えます。

先ほど、小さな人たちの取組。当社が今輸出をしている中で、昨年の実績だと7000万円から8000万円。小さな生産者から言うと大きな事業だと思うのですが、私どもの事業から

比べますとまだほんの微々たるものです。1%にも満たないような、1億前後くらいの金額はそのくらいの金額です。

それでも経費を引くと合わない状況でございまして。1000万円程度のものを経費を掛けて向こうに持って行って仕事をして、全部自分の経費を引くと、実際輸出業者が、自分で取り組んでいる人たちが向こうに持って儲かったというような事例は、農業生産物の中ではまだあまりないと思います。

今やらなければならないことにつきましては富裕層を狙うということ。であればどうしてもある程度各地域の都市の中では限られた層になってくると思っております。それぞれの国の首都につきましては日本と変わらない生活レベルに上がってきている中で、その中の富裕層だけを狙っていくとなると、いくつかの国を狙いながらその中の富裕層だけを狙っていくという商売であります。

一番最後に重要なことではありますが、来月はぶどう「シャインマスカット」「ナガノパール」を中心に向こうへ行きます。その中で、重要なことは輸出に頭をおきすぎて国内のマーケットをおろそかにしないということ。逆に言うと、向こうに持って行っても、輸出は農薬問題とかで来年どう変わるか分からない事業だと思って私どもやっております。

輸出で持って行ってだめになったら、今度は国内のマーケットに戻すということをしようとすると、今度は他で埋まってしまっていて国内のマーケットはないということになる。やはり国内のマーケットをきちんと基本で積み上げた上で輸出を進めていく。

儲かるという触れ込みのレベルで輸出を進めないほうが良いと思います。私どもは輸出を進める感覚につきましては国内と同じ価格で手取りになればよい。ですから、国内と同じ単価で今売り込んでいるところです。ですからコストを引いて同じ単価になればよい。それ以上は絶対に望まない。これが鉄則で進めております。ですから国内のマーケットの過剰になった時、人口が減ってくる中での受け皿として輸出を考えている。ということでございます。以上です。

【小林会長】

ありがとうございました。いろいろ戦略的な話も含めて現場の話を非常にわかりやすく解説いただきましてありがとうございます。その他いかがでしょうか。嶋崎さんどうぞ。

【嶋崎委員】

すみません、農業のほうで長野県農業法人協会の会長という立場を含めて、3つほど県にお願いと提案と協力ということで3つに分けてお願いしたいと思います。

1つ、「農業100年の計は人材育成にあり」といわれております。お願いですが、今日の資料の40ページに法人数が918になったというように書いてございます。農林水産省がいらっしゃいますが、5万件にせい、5万件にせいとただ数だけ増やせという公務員的な発想ではなく、ここに是非出していただきたいのは、実際の1件あたりの売上はどのようになっ

ているのか。ある程度利益まで出さなくても、ある程度件数よりも少し深掘した実態のある、実数がかかるような数字をできればあげていただきたい。

実際納税をいくらしているかということも。本当に法人は増えたが納税は増えているのか。売り上げは伸びているのか。面積を増やして遊休農地は減っているのか。ということをお願いしたいのが1つ。

同じくお願いしたいのは、45ページに載っていましたが新規就農者が去年が244人、その前が250いくつと5年間で1199件あると思います。これは前回の審議会でもお話をしたかと思いますが、長野県で200件を超えたというしておりますが、実際に、その増えた方々がその後どうなっているのか。特に長野県は私の記憶では、農林水産省がやっている農の雇用事業や、経営開始から毎年5年間、最大150万円の給付金が長野県で500何件くらいもらって、全国で上位になるくらいの数だと思いますが、それだけの方々が一部もらっているわけですが、実際にその方々が地域を守る農家、もしくはリーダーになっているのかどうか。県は出すか出さないかは別として、今後そこを支援していくのか。中山間地、若しくは集落営農にあって、そういう方たちが活躍するのであればよいが、単なる有機農法だとか、単なる自然が好きだということに来てみて、そのうちどこかにまた生活保護を受けるようなことになってはいけないということで、新規就農者の件、先ほどの法人の件とあわせて調べていただければと思います。

提案として、人材育成ということから見ると、農事組合法人及び集落営農法人というものがありますが、農水省が言うておりますように農事組合法人には40万円、20万円をくれたということが今日のレポートにもありましたが、そういう焼け石に水的な発想はやめていただき、農事組合法人は知事を始め農政部長たちから国に言って進めてはいますが、株式会社に絶対しろと。株式会社にした人に限ってはこれだけの補助事業を支援しますということが1つ。集落営農もそのように持って行っていただきたい。それは1つの私の案なのです。

問題は、例えば農事組合法人を株式にしても、しない場合の代表理事にしても、失礼ですが人格的に代表理事の方はすばらしい方です、すばらしいリーダーです。リーダーですけれどもすみません、リーダーであり人格者ですが、経営者か社長であるかというところがありません。失礼ですが。人が良いだけで社長はできません。

やはり、これはすばらしい農事組合法人株式会社にするには、県が定期的に偽者のMBA的なことではなくて、例えば、長野県にいくつ農事組合法人があるかわかりませんが、各農事組合法人から年に2、3名ずつ強制的に県の事業として集まっていたら、地区別でもよいので勉強会をして、社長とはなんぞや、責任者とは何ぞやと。決断ができないような者は経営者ではないということを、勉強会を徹底して、経営というものを勉強するべきであると思っている。地域を守る者はこれからは人数も必要なのですが、どの会社もそうですがトップがしっかりしていなければ、トップの器に比例すると言われていたのです。

で、この農事組合法人のトップの人材育成、勉強会、本当の意味での企業の勉強会をしていただきたいと思います。これを県が企画してがんばっていただきたい。

3つ目。実は農林水産省の28年度予算の中に、項目の16番目に農業労働力最適活用支援総合対策事業というのが今年は新規でできました。これは興味のある方、県の方見ていただければよいのですが。

これはどんなことかという、生産団体や市町村等の関係者が構成員となってという文章で、要するに今、地域を守るにしても、我々法人協会のメンバーにしても、これは農林水産省も言っておりますが、規模拡大をしていくには先ほどもいった経営者も必要です。これは先ほども提案しました。

そうではなくて、ワーカー、パートさんを含めて労働者がいない。これをどうにかしないと、どんなに土地が余ってきても良い経営者がいても、従業員がいなくては、兵隊がいなくてはだめだということです。

実はこの事業は28年度予算ですので後数ヶ月で終わりです。2億5千万円の予算を組んでありますが、生産局に確認をしたところまだほとんど例がない。非常に良い案なのですが誰一人手を挙げないということなのです。

是非、長野県農政部が一番最初に、今からやっても十分間に合いますので、この事業を誰とやるかはもう一度農政部のほうで考えていただいて、例えば、これは新潟県、富山県、石川県の米農家の方に、「もっと人を増やしたら。」という「いや冬場人が要らないのだよ。」という。こういうことを考えると県が、国の事業ですから我々のような法人とか県とかJAさんと手を組んで、例えば南の九州の人たちに「夏場は忙しいから長野県に来てくれ。冬場はこうだ」と。このように冬の産地とのコラボとか、九州の行政とか民間の方々とのコラボを、せっかく2億5千万の予算もあるわけで、農水省もやりなさいと言っているわけですから、是非農政部として協議会を作って、人がいなければ組織もできないし面積も広げられないわけですから是非これをやっていただきたい。

今言ったように、調査をしていただくことと、農事組合法人等の代表理事および社長の勉強、3つめのワーカー、これをそろえることを提案したいと思います。以上でございます。

【小林会長】

1つ、おそらく次期対策と関連してくると思うのですが、例えば法人化、新規就農者の育成にしてもどういった目標があるか、目標が単なる数ではなくてどういった皆さんが育っているか。経営状況だとか。もっとこのように分かり易く目標にし、またそれを評価していく。1つはそういうご意見ですね。

もう1つは、今年の国の予算にからむ具体的な提案もございました。県のほうからお答えをあったらお願いいたします。

【中島農村振興課長】

先ほどの人材育成の関係、集落営農の話でございますが、数だけの問題でなくこれからは質の問題であるという同じ認識です。その時に一番大切な、経営体として継続・発展していくためにはどういうことが必要なのか。それは、経営感覚に優れたリーダーが必要、場合によっては家族経営においても後継者がきちんとそこに継承していくためにはどうしなければいけないのか。という視点で考えていかなければならないと思っております。そういう意味でやはり、経営力を高めていただく取組というのは今まで以上に高めていかなければと思っております。

労働力の調整の話では、生産団体とまさしく今研究に着手し、繁忙期の違う産地との連携はできるのかとか実態の調査に着手し、担い手にとって規模拡大の障壁となるのは労働力の確保ということを確認はしています。

長野県の場合、問題となるのは冬期間に労働者をどのように雇用し続けるのか、その1つの方法として施設もあるのですが、なかなか施設農業がかなわないということになると、繁忙期の違う産地との連携ということも視野に入れて考えていかななくてはならないということで、研究を始めている段階です。

【小林会長】

では他にご意見どうぞ。菅沼委員どうぞ。

【菅沼委員】

今の嶋崎委員さんのお話に関連しているのですが、新規就農者の育成ということに関して、人数は増えてきているのですがやはり数だけでは中身がないというお話だったのですが、1つの提案として人数だけではなくて3年後あるいは5年後の定着率を聞き取り調査になるのか何なのかやり方はあれですが、そういったものがあってやっとその人たちが長野県で活躍していただけるということができるようではないか。そういうことをまとめるデータにしても、そういうものがあれば定着させるにはどうしたらよいかという発想から始まるので、人数増えたから良かったというわけにはならないと思います。

「長野県農業の現状について」という資料の中で、農林業センサスのところで、耕作放棄地が27年度には下がっていたので僕はすごくびっくりしたのです。やはり人数、農家の少ない中でどの位増えるのか、際限なくというわけではないが増えるのだろうなと思っていた中で、ここで減ってきたということは県の皆さんの施策や努力の賜物だったと思います。これからTPPもありますしどうなるか分かりませんが、少なからず農家がいらっしゃる中でどこかで頭打ちする可能性が見えてきたという感じがします。

ただ、その反面この先これ以上耕作放棄地がなくなってきたよとなった場合、どうなるのかといたら、このデータを見た限り少ない農家で広い農地をやっていくというような格好になってくると思うのです。そうすると先ほどいわれたような、農村と地域のコミュ

コミュニティという規模が拡大すればするほど近隣の農家とか住民が多くなってくるのですが、そうなった時に、消毒する、機械を使うとかなると非農家の方が多くなるので、そういった場合に理解を得られるかどうかというのもこれから重大になってくると思いました。

東京に視察に行ったときに、SSで消毒をする農家さんがいらっしゃったのですが、その人は近隣の住民1件1件の方に「明日何時に機械を動かします。」という了解を得て消毒をされているということをお聞きしました。そういったのがもしかしたら長野県でも多くなってくるのでは。そうすると、がんばってやっている農家さんもやりにくくなるのではということもあるので、是非どういう形が良いかわかりませんが、農家、非農家さんのコミュニティ、地域の環境整備の活動の中であつたりとか、先ほど中島課長さんが言われて難しいことでもあるのですが、そういったところの施策もこれから重要になってくると思いましたので、そんなところを考えていただければと思います。

【小林会長】

ありがとうございました。今の時点で、新規就農者の皆さんが営農してからどういった状況にあるかということが、国も含めてですが、この対策が段々重点化されてきてある程度年数が経ってきたので、研修とかされて就農された皆さんがある程度時間が経ってきているのでその調査分析はやっているのでしょうか。それを含めて今の件に関してもお答えがあつたらお願いいたします。

【中島農村振興課長】

新規就農者が経営開始をしてその後どうなっているのかということは、普及センターが中心となって細やかにフォローアップをしています。長野県は全国に先駆けて里親制度という新規就農者に対する支援策を創設しましたが、そこを経験されて就農した方の定着率は95%ということです。それはどうしてかということ、里親さんが研修時代に地域いわゆる農村での生活の仕方とか、人間関係の大切さ、農地の斡旋、細やかに支援をしているというのが大きな効果だと思っています。

その後、販売額がどのようになっていくかということは、なかなか個人の情報に関わることで、普及センターと農業者の信頼関係の中でお聞きするということなのですが、いくつかお答えいただいた方を見ていきますと、5年経つと相当の収入が上がってくる。経営年数も経れば収入が上がっていく方が多くなっていくというのが傾向です。

全体の方を全て把握するというのはなかなか難しいのですが、できるだけ把握しようと思っています。

また、新規就農者で様々な施策を受けるときに就農計画というのを作ることになっております。5年後に250万円の所得を得る計画を立て、それを市町村が認定をしてその方々に対して新規就農に関わる施策が活用できるという制度になっています。それが計画通りに達成できているのか、達成できていなければどこに課題があるのかということについて

は、市町村、生産者団体、普及センターで就農促進プロジェクトという組織も作ってフォローアップをしているということです。今後益々そういった活動というのは重要になってくると思っています。

【小林会長】

ありがとうございました。宮坂委員どうぞ。

【宮坂委員】

諏訪から来ました「真澄」の宮坂です。よろしくお願いいたします。

今いくつかお聞きして、少し戻るのですが輸出のことを触れさせていただきます。うちも17年前からハワイでお酒を売り出し、香港でも10年になりました。昨年10周年をしました。最初はそんなにうまく行かず大変な思いをしました。

ただ、先ほど堀委員がおっしゃったとおり、輸出をするということは簡単です。ただ、それを現地でどの方がどこに売っているか、どういう消費者を掴んでいるかというのが肝心で、一発花火で樽酒振舞いました。持って来ましたが続きません。

今、私がアメリカ市場17年、香港10年と申し上げましたが、そこには良いスタッフが現地にいます。そのスタッフを育てていったことが、1つ大きなプラス要因だったのではと思っています。

今台湾にいるうちの中国人スタッフが、現地のレストラン、ディストリビューターと話をしているのですが、彼は信大の経済学部をでて、卒業と同時にうちに入りました。うちで2年「つくり」を経験して2年営業を経験して、今海外の営業マンとして働いてくれています。

彼と、他にアメリカ人とフランス人がいます。彼らも毎年「蔵体験」をして、今年の「つくり」を体で体験して、現地に出向いて売り、レストランのスタッフの人たちに今年のお酒はどういうお酒で、どんなふうにサービスをして欲しいかと教育をしています。

ちょっと話は違いますが、農業経験とか今担い手の話もありましたし、ワーカーの話もでしたが、こういうところに信州の学生、高校生からでも私は良いと思います。中学生でも。親から言われてやるのはいやかもしれませんが、その地域、そういう方の手伝いをするにより、子供たちも成長し、そして自分たちの足元を見る。

長野県ってこういう県なんだ。こういうおいしいものを作っているんだ。例えば、私も自分で経験したことがないのでわからないのですが、例えば野菜作りでも果物でも、間引きの仕事。みんな子供たちにさせて、こんな大変な仕事をしてこんなおいしいものができるんだ。こんなおいしいものを世界に持つために英語を勉強しよう、フランス語を勉強しよう、中国語を勉強しよう。そういうふうなスタイルを持っていけば、長野県ってすごい県なんだ。長野県で教育しようという親御さんもでてくるかも知れません。

今現在、主人や子供たちを見ている高校をでて大学へ行ってしまうと、だいたい戻ってこない。仕事をして戻ってくる方はごくわずか。うちみたいに家業をやっているところには戻ってくるということもありますが、なかなか戻ってこない。

でも、何かそんな幸せ、例えば東京に出て行って空気の汚い中、水のおいしくない中にいると、やっぱり帰って来たいなと思わせる。それも一つの大切なことではないかと思えます。

先週の週末に諏訪市役所の観光課の方のフィルムコミッション、今長野県や諏訪は映画とかドラマに取り上げられています、その話をしてもらったのですが、これも1つのアイデアでないかと思えます。

農家さん、企業さんにバックアップしてもらいフィルムをとり、それを世界中、日本中に流していく。

実は2週間前に香港に2泊3日の弾丸酒ツアーをやってきました。びっくりしたのは、香港、台湾の方は日本が大好きです。お酒の会をすると、男性も女性も浴衣を着て来るのです。日本人が来ているのかと思うと、皆さん香港人なのです。大好きで日本酒をがばがばと飲んでいるのです。

それを見て、日本の若者よりも香港の人たちは、日本に憧れている。わずか3時間半なのでしょっちゅう来ている。一晩目は富裕層の方たちのお酒の会をやったのですが、毎月のように日本にやってきて、仕事ではなく各蔵元を歩いているというご夫婦がいたり、東京、大阪、博多とおいしいものもあるし、楽しいから行くという方たちもいました。

こういう方たちに長野県の映像を見せると、多分長野に来たいと思うので、観光を利用してやるべきだし、そこでおいしいものを食べてもらう。おいしい体験をしてもらう。温泉がありますし、おいしいお店もあります。

それから、私ども諏訪の合同庁舎の方とも言っているのですが、諏訪は諏訪湖があるので川があらこちらから流れ込んでいる。うちは自宅のとなりの中門川という川が流れておりまして、主人と二人、カヌーを出して週末になると諏訪湖のほうへごみ拾いをしながら出て行きます。

カヌーで楽しむこと、これだけ川があって水の豊富な長野県ですからカヤックを持って行って万水（よろずい）川に行くと、他県の人たちがたくさんカヤックを持ってきて、運動公園で組み立てて、そして犀川まで行っている。

私はもう長野県人ですが、長野県にお嫁に来たときに、長野県の人ってまじめで几帳面で遊びを知らないのだろうと思っていました。もっと遊び心があっても良いのではと思っております。

あと、子育て支援、皆で地域で子育てする。長野県にはまだないですが、CCRC (Continuing Care Retirement Community) を長野県に作るべきだと思います。それがあって、長野県の農業、労働も守られていくのではと思います。

ただ、CCRCというとなんか老人施設と思うかもしれませんが、そうではないと思います。アメリカで、55年前にCCRCというのができたときは、老人施設ではなく楽しい老後を過ごそうという人たちが集まっている。そこには子供が来る、若者が来るという形。ですから、長野県に來ればすばらしいCCRCがあって、老人がいる。高齢化になるということは高齢者を助ける若者が必要となる。

ですので、そういう状況を作っていくようにすると長野県はすばらしいと思います。農業とか色々な意味での広がり、農業とだけ見るのではなく、山林とだけ見るのではなく、その周りの生活の中にあるのではと思います。

【小林会長】

ありがとうございました。恐らく今の課題。昨年もこういったご指摘ありました。中山間地域の振興、あるいは農村地域政策ということを考えるときに、ひとつ先ほど来からでしております、非農家を含めた地域の関係をどうするかということ。そういう切り口。今の海外からのインバウンドを含めた色々な仕方。その時のフィルムコミッション等のツールを使っていくかとか。

そういった、農政部だけに限られない、いわば観光部から企画部から含めた県全体からの色々な方向付けの中で対策が出てくるのかという感じがしていました。恐らく宮坂委員もそういったことを突いていると思うのです。

先ほど来の話、もしお答えがあつたらお願いいたします。

【中村農業政策課長】

学生さんの力という話もいただいておりますが、県のほうで今年度から「信州学」というものを高校生の社会科の勉強でやるようにしております。「信州学」という一冊の本を作って、色々な長野県の文化、歴史等の中に、長野県の農産物という農業の関係を入れ、「おいしい信州ふーど（風土）」も紹介しております。どういうふうになつて、どういったおいしいものがあるか。そういうものを含めて高校生の皆さんに学んでもらうというところから始めるという取組をしております。

そういうことが、今の大学生、またIターンで戻ってくるというきっかけになつたりとか、そういうふうにつながっていけばよいなど。

そういった広い視点で今回のこういった農業関係の、狭い視点の農業ではなく、広く捉えた形で計画を見ていく必要があると思います。

また、観光の面も確かにフィルムコミッションの関係で、映画関係で海外に流れると結構注目されたりということがあります。Webを通した動画ですとか、観光といいますか、いろいろ複合的な紹介の仕方ということで、「長野」「信州」を覚えていただき、そういう所で産出されるおいしい農産物は認知してもらおうということが大切になってくる。

そういった複合的な戦略が大事になってくると思っております。まさにこの次期の計画の中にこういったものをどれだけ入れられるかということや、施策の中に反映できるかということを考えております。

【小林議長】

ありがとうございました。他にどうでしょうか。

【北原農政部長】

補足です。実は農業関係の「第2期食と農業・農村振興計画」は29年度までですが、県全体の中期総合計画につきましても目標年が29年度となっております。30年度以降の新しい計画の検討がこれからされると思います。

当然、農業の振興計画と県全体の計画との整合をはかる中で、今ご提案のあった部分については県全体のなかで検討されるものであろうと思います。

その中で1つには「食」という切り口と「農業振興」という切り口の中で、私どもの振興計画にどういう形で反映させて取り込めるのかということ。先ほど織田委員からもお話がありましたが、いわゆる中山間地域を中心にしての地域政策、暮らしの部分、そういう中では人口減少社会の中でのコミュニティの維持というなかで、特に農村の部分についてどういう取組をしたら良いかというのは県全体の計画との整合をはかりながら、私どもの振興計画の中でも、しっかりと位置づけていかななくてはならない大きな課題であると認識しておりますのでよろしく願いいたします。

【小林会長】

ありがとうございました。武田委員どうぞ。

【武田委員】

それぞれ、意見を聞かせていただいて私なりの感想を述べてみたいと思います。私は農業経営者協会の副会長ですから会員の方の意見を言わせていただければ、新規就農者支援というのは当初始まったときは農家子弟以外のところから始まったわけです。

ですから、先ほどから言われるように有機農業をしてみたいとか、長野県に住んでみたいというような都会の人たちが最初はなった。それから2年くらい経ったときに初めて農家子弟も良いという話になりました。

農業経営者協会のほうからすると、資本もない、技術もないという人たちが、農村のリーダーになれるかということと大変難しいと考えております。それよりは農家子弟で家を継ぎたいという人たちに優先的に150万円をあげるというほうが、本当に農村を維持できる、経営が維持できるということではないかと考えております。

私もそのとおりと思います。都会から来た人がいけないとは言いません。私も里親で新規就農者を育ててみました。2通りあります。自分で自立できるのは10人中1人か2人。後は農業法人へ就職したほうが良いのではないかと。

あと、研修で明治大学から農業大学校からいろいろ受け入れるのですが、大学生の研修生は、やってみたいが自分でやるより農業法人で働いて、可能性があれば自立したいという子がたくさんいると私は思います。本当にやれる人はよいのですが、なかなか難しいのではと思います。

あと、農村のコミュニティのことですが、私は白馬村です。外国人もいれば、都市からの別荘を持っている方もいたり、農村の人もいるのですが、なかなか大人同士ではコミュニティはとりにくい。昨年、白馬高校が全国募集で国際観光課に学生が36名入ったと思います。遠くは福岡、鳥取、みな県外の子供たちが来ているものです。その子供たちが寮に住んでいて、私のところに農業実習にきて私がびっくりしたのは、若いときに中学を卒業して親元を離れて長野県で勉強をしようという子供たちはすごく意欲があって、新しいものに対して、こういうふうにとマトを作るんだとか田植えってこういうふうにするんだとかすごく興味を持つし、やってみたいとはすぐには言わないですが、夏休みにみな帰るものですから、うちで採れた生産物とか皆で育てたキャベツとか、親元へ自分で持って帰ってもらった。自分が手伝って作ったものだと知らしめる。そういったことによるコミュニティ。

もうひとつ、白馬中学は地元の子供たちですから、教育委員会が職場体験をやるときに農業ということでお話をし、農業にはこのような、先ほどもお話にあったように、消毒するときに他の所に迷惑を掛けてしまうとか、こういうことを苦労している、でもこのようなことが良いことだというように、食べて安全安心、おいしい等、地元のものこんなことがあるんだというお話をします。回りまわって聞くと家に帰ってそういったお話をし、数は少ないけれど白馬ではこんなことをしているというそうです。

先ほどの意見の中でもありますように、農政部だけでなくそういったところと連携して、各地元の中学、小学校くらいのところに農業に対する大切さというのを言っておいたほうが良いのではと感想を持っています。

もう一つ、うちの方は観光になっているのですが、先ほどワーカーの問題で春から秋に掛けては仕事があるのですが冬はないということ。ホテルやリフトは今韓国の人や海外の人が、アルバイトの人が全然いないのでそういう所に行くと。特に八方尾根に来ている日本人の人に聞くと、冬は白馬で働く、夏は黒部のホテルへ就職してずっと山で籠る。こういうことで何十年も続けているという人たちがいる。

そういうように、九州とか遠くに行くというより地元で冬と夏がはっきりしているところで、例とすれば八方尾根はそういった観光業者、室堂からそこらへんのところに勤めさせている。

あと、もう一つは索道協会の会長をやっている五竜は農業法人と組んで、米はお前たちの米を使う、冬はゲレンデの整備に来いと。ということでスキー場と組む。それで結構、私も営業に行くのですが、もうここの法人と組んでいて、若いのは、夏は向こうに行って農業をしてというやり取りをしている。これは面白いケースとして皆さんに聞いていただければと思います。

最後にコメ問題ですが、30年に直接払いの一反歩7500円が切られる。そういう中で本県独自でどのようなことを考えていらっしゃるのか。大きな法人ですと10アール7500円ですから、10町歩で75万円。100ヘクタールくらいやっているのが平気ですから、1000万近いものが収入としてなくなる。その時本当に稲作経営は成り立っていくのか。大きい人ほど傷が大きいと考えるものですから、聞かせていただきたい。

これという答えはないと思いますが、よろしく願いいたします。

【小林会長】

ありがとうございました。それでは、県のほうからお願いいたします。

【伊藤農業技術課長】

農業技術課長の伊藤でございます。30年問題、委員ご指摘のとおり非常に大きな問題だと思っております。米価がその間どんどん下がっているという状況。去年は特に大変だったということもありまして、一度戻っておりますが今後米価がどんどん上がっていくという基調ではないことは、関係者がみんな承知しております。この対応ということですが、これで全て解決ということはないであろうと私どもも思っておりますが、ひとつの大きな方向としては、本県の大きな特徴であります園芸作物の導入ということが一つの大きな柱と思っております。

武田委員のところも色々な作物を作っていただいていると思いますが、なかなかこれが口で言うほど簡単ではないという実情。各経営者の単位の中でも色々な作物があったり、色々やりきれないという声もあることも承知しております。

やはり、柱になるものを少し絞りながら、それをJAグループや県、普及組織と連携をしながらしっかり産地として作っていくための取組を進めることが、一つの大きな核となってくると思います。

当然それにあわせて設置する施設の問題、インフラの整備ということも支援という形ででてくると思っております。

もう一つ、経営力の強化ということであらゆる企業がそうだと思いますが、収入を増やしていくためには、経費を削るか売上を伸ばすか、あるいは利益率を上げるかということになるかと思っております。まだまだ農業分野には削減すべき色々な要素があると認識しております。

県でも今 I C T の関係で、8 つの農業法人が富士通のシステムを入れながらやっております。非常にデータ入力が面倒くさいという話がございます。ただ、それをきちんと入れていくと見えなかったものが見えてくる。

経営の見える化ということで、民間企業や企業的な経営をされている方はもちろんそういうことを既にやっていらっしゃると思います。まだまだ一般の農家の皆さんにはそういう部分の余地というのは残っているのではと思います。このところを、経営の管理という部分での取組ができるように支援していくというのが、もう一つの柱だと思っております。

最後のところはコアになる部分ですが、長野米というものの価値をもっと広く知っていただく。我々も J A グループもそうですが、長野の米は品質が良くてよい米だと自負しておりますが、聞こえますのは一般の方には「あまり長野の米って聞いたことがないよね。」とか、「銀座 NAGANO」で色々やっても「長野にこんなにおいしいお米があったのですね」という声もある。P R の強化については更に進めて行きたい。

大きく 3 つのことを進めていくということかと思えます。いずれにしても、非常に 30 年問題。特に 7500 円の減ということは大きな問題であるということは認識しております。

【小林会長】

ありがとうございました。ほかにどうでしょうか。小山委員どうぞ。

【小山委員】

時間も押しているので簡単にお話したいと思えます。

私農業委員として携わっているわけですが、長野県の農業を語る場合に中山間地の農業をどうするかということ、方向付けを示さないとなかなか先が見えてこない。特に私も北信に住んでおりますと、平場が少なく 70% から 80% は中山間地域の農業であります。その農業がどのような形で振興できるかということが、大事なキーポイントになってくると思えます。

我々農業委員としても 8 月の中旬から 9 月いっぱいかけて、農地の全筆調査を長野県中で行っております。全ての農業委員、農地流動化推進委員を動員して約 1 ヶ月以上かけて全ての農地の耕作状況を確認するという作業をするわけです。これは法律に基づいて毎年行っているわけです。25 年頃からやって、徐々に精度が上がってきて、今年は実際始めているところが大半です。

ただ、今年は農地の一筆調査をした結果が課税に関係してくる。耕作放棄地については課税が強化されるという問題が出てきましたので、我々農業委員がこの農地が耕作放棄地に「なっている」か「なっていないか」という判定が非常にそのお宅の課税の面に影響してくると。

今まではそういうことはなかったのですが、非常にそういうことで厳しい判定をするか、または長野県中同じ目で見るということは厳しいのですが、同じ目線でこの土地の評価をするということがなかなか厳しいわけで、そういった点で実際苦慮しているところがございます。

更にその後、その耕作放棄地になっている農家に対しては意向調査をするわけです。その調査が、そこでその農家が我々の判定した農地に対して、意向調査の結果をどのように回答してくるのかというのも課題でございます。

今までやった意向調査の中では、意向調査をしたとき「いつも草を刈っているのになぜここが耕作放棄地だ。」と怒ってくる農家さんもいらっしゃるし、違う地番をみていて間違えて評価をしたという場合もあるし、なかなか全ての農地を洩れなく見るということが厳しい状況です。

その中で課税強化ということが出てきたので、農業員活動にとり厳しい作業になっているというのが現状です。

さらに中山間地になりますと、有害鳥獣は避けて通れない問題で、県の皆さんにもご指導いただいて色々な策を講じておりますが、なかなか思うように解決していかない。特に北信は鹿の問題がふえてきております。今まで猪だったのが、最近鹿が増えてきてかなり高いところまで果樹が食害されるという問題がでてきました。

そういう点では、頭数を減らしていかなければならないということが一番あります。4万頭近い数の鹿が長野県下でも処理されていると思います。

そこで、最近ジビエの関係で言われておりますが、処理した肉が食用に供されるということが一番大事なことです。聞くところによりますと、トヨタ自動車が移動処理車を運用するような形で県もお考えになっているようなことが報道されております。

やはり処理場、長野市もそうなのですが、ああいったものを作りますと立地条件的に良い悪いがあつて、なかなか思うような場所に作れないということもあります。そういったことを解決するには、移動処理車というものは非常に功を奏すると思います。その辺が今どの程度まで話が進んでいて、実際運用されているようですが、今後どのような考え方を持っておられるのかお聞きしたい。

いずれにしても中山間地の耕作放棄地をどうするかということが大きな課題です。北信の場合は耕作放棄地の前の作物は全て桑なのです。桑がほとんど抜根されずにそのまま残っていてそれが木のように繁茂していて、そこにつる草が生い茂って耕作放棄地になっている。手がつけられない状態になっているものが多いです。

特に長野市の場合、信州新町とか大岡となると7割近い圃場が耕作放棄地という状態になっています。北信の環境は非常に厳しい状況におかれているということだけ、委員の皆様方ご理解いただければありがたいと思います。以上です。

【小林会長】

今の点について、ジビエの関係、県の関係からお答えをお願いいたします。

【北原農政部長】

今、移動解体車のお話がありましたが、先般県庁前でもお披露目がされています。全国的にも非常に高い関心を持たれていると聞いております。

一方で、今回お披露目をしました移動解体車についても、メーカーさんのほうでももう少し改良の余地があるのではというお話もあると聞いております。まずは、今の計画ですと、富士見を中心としたところで実証試験を実施するというお話を聞いております。

将来的にこのような移動解体車的なものが普及するということは、良い品質のジビエをきちんと提供することにもなります。また、狩猟した鹿の有効利用にも繋がるということで、私どもとしても、また農水省も期待しているということが現状でございます。現状は、まずは試作車での実証試験から始められていくということで、私どもは認識しております。

耕作放棄地ですが、私ども色々な支援事業、助成事業を地域で活用していただいて、地域の皆様方が少しでも農地として戻そうという意欲ある取組の中で、先ほど菅沼委員さんからもお話がありましたけれども、全体としての数字が減ってきたということです。

ただ、なかなかそれぞれの地域によって耕作放棄地の状況も大きく変わっております。かなり山林化しているところもございます。そういう中で、まずは地域、地域で一概の耕作放棄地ではなくて、このところはどうしていくんだという方向の中で、農地としてもう一度担い手に使っていただくように復旧するのか。それとも、かつての状況に戻す。具体的には山に戻しながら、きちんと山林としての維持管理をしていくのか。そういうところの地域での判断をこれからしていかなければならない時代になってきているのではと思っております。

その中で東御市では、遊休桑園、桑畑 25 ヘクタールを県営の土地改良事業を活用しながらワインぶどうの産地に替えていくという取組が地域では出てきております。それぞれの地域でこれから遊休地をどうやって変えていくのかという取組の意識合意をしていただく。そのための私ども農政部の職員のお手伝いの場面もあるのではと考えております。

【小林議長】

ありがとうございました。園原委員、どうでしょうか。

【園原委員】

私、栄養士会でございます。毎年、去年もお話させていただいております。

これからキッズの「長野の野菜おいしいよコンテスト」第9回目を迎えます。農政のご協力も得まして9回目になるわけです。長野の野菜おいしいよと、小学校のときからあるいは中学校のときから、皆さんのお話を聞きながら食育を含めて実際調理をして自分たちの手で食べるというコンテストを行っております。

ご存知のように長野県は野菜の消費量は男女とも全国1位でございます。そこには県民・健康栄養調査の結果、一番野菜を食べていただきたい年代が一番食べていない。20代から30代、40代の働き盛りの方が召し上がっていないので、そのあたりのライフステージのところに力を入れて「野菜も大切な栄養素の一つ、ビタミン、ミネラルも含んでいるよ」というところで地域活動をしていきたいと思っております。

ただ、「長野県長寿食堂」長野駅にできまして2年目になりまして、そこでお野菜を提供しております。フレッシュな長野県のお野菜提供ということで、おいしいと食べていただいているのですが、なかなか地元の皆さんに行っていない感じなんです。是非足を運んでいただきたいと思っております。

やはり新幹線、あるいは見えていますと独身の男性が、野菜が足りないから食べに行くという傾向が強いと思っております。あれも一つ長寿食堂という名前になっております。県のバックアップがあってできた食堂ですので、是非お試しくださいと思っております。

【小林会長】

ありがとうございました。是非、県の皆さんもご活用をお願いいたします。皆様からご意見をいただきました。時間が押してきましたが、ほかにご意見がございましたら。どうぞ。埋橋委員。

【埋橋委員】

先ほど来お米の話が出ていましたが、私米売りを20年以上やっておりました経験から申し上げます。農産物の場合、私から申し上げるまでもなく、品目的にトップ3位くらいまでですと堀会長のところでちゃんと市場が評価して買っていたのですが、それ以外は別のルートを探らないと売り切れない。

長野のお米は何故こういう形で今いるかというと、コシヒカリへの取組が全国で一番遅れたことが最初の原因の一つです。

もう一つは、バラの比率が高い。カントリー、ライスセンターの比率が高くて、お米屋さんを買えなかった。こういう仕組みがあります。その中で出した答えが大手の業務用のお弁当屋さんや、スーパーマーケット、コンビニチェーン等々へ安定的に買っていただく形になって、ここ20年来売り残しのまったくない形でできております。

無論、例えば千曲川沿線の重粘土質の最高においしいお米は、おいしいお米で売る手法をとっていかなくてはいけないと思っておりますが、全体をどう売り切るかという手法は両方追っていかなくてはならない。無論宣伝不足の部分もあろうかと思っておりますが、そこは両方うまくバランスよく書き込んでいただきたいと思っております。

【小林会長】

ありがとうございました。ほかにもどうでしょうか。織田委員どうぞ。

【織田委員】

農業者の農産物のことに対して消費者と話し合う、消費者が農産物そのものに対して関心を持つ、そういうような生産者と消費者の話し合いというのがここ近年少なくて、ほとんど消費者は消費者で気に入ったものを買ってください。生産者はこういったものを自分たちで作ったのでそれは評価してください。というようなそんな形で進んできたことが多いと思います。

もう一度、昔はかなりこういった話し合いをしました。それは農薬の問題があったので余計あったと思うのですが農薬問題は大幅に薄れてきました。こういった話し合いが大幅に消極的になってきたと思いますので、もう一度生産者と消費者の間でこういった対話というのを作っていただけたらと感じております。

【小林会長】

ありがとうございました。それは、JAの春日さんどうでしょう。

【春日委員】

実は今の農薬の関係は、トレーサビリティで全て農薬をどういう管理でどういう基準でどういうふうにやったというものを、皆管理をしております。

従って何か事故があると、そのロットは一気に集めて処分をするということが全部できるように。どこの生産者がどういうふうに作っているかというように、全部分かるようにできています。

残念ながら、価格形成権は生産者にはないのです。いま、社長さんがいらっしゃいますが、卸売りや大手量販店がこういう価格というものをこういう品質でこういうものを。例えば、トマトでももっと昔はおいしいトマトがあったのですが、流通に一番良いように、皮の厚い品種、こういう品種でいきましょうと言われてしまうので、消費者にとってはもっとおいしいトマトがあるはずなのですが、流通上は皮が少し厚く取り扱いの楽なほうが良い。

従って、正直言ってきゅうりが曲がっていても味に変わりがないのですが、見た目がまっすぐでない消費者は買わない。虫がついているほうが農薬もついてないから本当は良いのと思うのですが、「虫がついている。」「ナメクジがはっている。」というような、そういうところというのは消費者との話し合いが本当に必要なところなのです。

実際に生協の皆さんと連携している農協もいくつかあります。その皆さんに聞くと同じきゅうり、曲がったきゅうり、トマトと並べてみても、その生協の皆さんは無農薬で、低農薬で作ってくださいとおっしゃるが、持っていくのはまっすぐな良いのしか持って行かない。これは農薬を使っているのですよ、といってもそういうことですね。というのが実態ということです。おっしゃることはわかるのですが、残念ながら今流通制度の中で非常に難しいことです。

あとネットで今、法人化された皆さんは売っている部分ございますけれども、この皆さんも農薬の管理をピシッとしているわけです。ただ、そこがチェックできるかというところの法人の考え方にあります。我々、農協グループとしては何もいえない。

もう一ついうと、30年問題も一番影響があるのは法人の皆さんであるし専業農家だと思えます。当然生産調整もみんな自分たちでやれという話であります。

農協グループの統制率は50%をきるような状況になっております。ということは誰が生産調整をするのか。農協だけがやっても無理。どこまで全部するののかというところまでを合わせないと、法人協会や皆さんと一緒に30年問題を乗り切らないと、皆が共倒れということになるという状況になる。

それが引き金になって園芸にも他の農産物にも影響してくるということは、長野県は、米が基本ベースにあって、園芸があるということがありますので、ここら辺をしっかりと考えていかないと大変なことになると。

【小林会長】

ありがとうございました。こういったそれぞれの立場でのいろんな意見があり、お互いにある意味溝もあるし知らないこともあるので、是非それぞれの立場で色々な場で意見交換という場を持っていただければ。県のほうでそういったところのお取り持ちができればありがたいと思います。

また、30年問題出てまいりました。次期計画もからんだ大きな課題でございます。国のほうでもこれから色々な議論が進んでくるとは思いますが、長野県としての特徴、強みを前提にした良い方向を、審議会としても色々なご協力をいただければと思っております。

議題2としてはご意見ありがとうございました。ここで閉じさせていただきます。次に3点目のその他、事務局のほうからご説明お願いいたします。

(3) その他

【農業政策課 小林企画幹】

3点目のその他として2点お願いしたいと思います。資料4をご覧ください。

1点目は次期振興計画の策定スケジュールということでよろしくお願いたします。スケジュール表の8月のところに本日第1回目の審議会の開催ということがございます。

2月の中旬に審議会を開催いたしまして審議会への諮問と、今後の方向につきましての審議をしていきたいということで、事務局としては考えております。

その日程ですが中旬ということで、できれば2月14日火曜日に開催できればと考えております。ただ、委員の皆様でご都合が悪いという方が多ければ翌15日ということで考えてもおりますが、基本的には2月14日をお願いできればと考えております。よろしいでしょうか。

14日、もしくは15日ということで調整をさせていただくということでよろしくお願ひいたします。

その後、29年度に入りましては、10月までの間に3回審議会を開催するとともに、夏場に一度現地調査。これも行わせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

もう一点お願ひでございます。一枚おめぐりいただいたところに、本県食と農業・農村の現状及び今後の方向について、先ほど来ご意見をいただいているところでございますが、改めてこんなこととはというご提案を含めまして、取りまとめでいただきまして、この様式によらずどのような形でも結構でございます。9月30日までに事務局のほうにお送りいただければということでお願ひいたします。委員の皆様と合わせまして地区部会のほうの委員の皆様にも意見をいただいているところでございます。

いただいた意見を基に、2月の審議会のときの資料等を作成してその場でご検討していただくというように考えております。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【小林会長】

ありがとうございます。来年は非常に回数が多くなりますので、皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。それでは本日は熱心なご議論ありがとうございました。これで終了させていただきます。

4. 閉 会

【農業政策課 斎藤企画幹】

小林会長様ありがとうございました。最後に北原農政部長よりご挨拶申し上げます。

【北原農政部長】

小林会長並びに委員の皆様にはご熱心なご審議をいただきましてありがとうございます。ただいま皆様方から出されましたご意見ご提言につきましては、先ほどお願ひいたしました今後の方向、各地区部会で出されましたご意見そういうものも踏まえまして、次期計画策定のためのたたき台、論点整理の中でしっかりと私ども検討させていただきたいと考えております。また、今後委員の皆様方の益々のご協力をお願いしたいと思います。

委員の皆様には、大変長時間にわたりまして、お忙しい中熱心なご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。以上を持ちまして本日の「長野県食と農業農村振興審議会」を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。